第六条第二項本文中「、第三号」を「、同号」に改め、同項ただし書中「実績保険料収納額をいう。以下同じ。）」の下に「及び基金事業対象繰入額の合計額」を加え、「実績保険料収納額が」を「当該合計額が」に、「、第三号」を「、同号」に改め、同項第一号中「実績保険料収納額」の下に「及び基金事業対象繰入額の合計額」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の基金事業対象繰入額（以下「基金事業対象繰入額」という。）は、各市町村につき、計画期間における基金事業対象比率を乗じて得た額とする。

第七条第二項中「規定による交付金の額」の下に「、法第百二十四条の二第一項の規定による繰入金の額に当該市町村の基金事業対象比率を乗じて得た額」を加え、同条第四項第二号中「において実績保険料収納額」の下に「及び基金事業対象繰入額の合計額」を加え、同号ハ中「実績保険料収納額」の下に「及び基金事業対象繰入額の合計額」を加える。

第十条中「実績保険料収納額の総額」を「実績保険料収納額、基金事業対象繰入額」に改める。

第十三条中「第六条第三項」を「第六条第四項」に、「同条第四項第一号」を「同条第五項第一号」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「実績保険料収納額の総額」を「実績保険料収納額の総額及び」を「実績保険料収納額、」に改める。

附　則

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の介護保険法施行令第三十八条第十項及び第三十九条第五項の規定は、平成二十七年度分の保険料から適用する。

3　第二条の規定による改正後の介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第三条の二の規定は、平成二十七年度分の繰入金から適用する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十二号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百九条の九第一項及び第二項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百条の九第一項及び第二項並びに厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の十二の次に次の一条を加える。

（地方厚生局長等への権限の委任）

第十一条の十二の二　法第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限は、法第十四条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所（年金事務所（日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下同じ。）を含む。次項において同じ。）の所在地を管轄する地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2　前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、法第十四条の二第一項の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所の所在地を管轄する地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が自らその権限を行うことを妨げない。

第四条の五第一号中「日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第二十九条に規定する年金事務所（次号及び次条第二項において「年金事務所」という。）」を「年金事務所」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第二条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第百五十三条の次に次の一条を加える。

（地方年金記録訂正審議会）

第百五十三条の二　地方厚生局に、地方年金記録訂正審議会を置く。

2　地方年金記録訂正審議会は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）及び国民年金法の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務をつかさどる。

3　前項に定めるもののほか、地方年金記録訂正審議会の組織、所掌事務及び委員その他の地方年金記録訂正審議会に関し必要な事項については、厚生労働省令で定める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三